

# 袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の解除計画書

## 1 解除する狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

### (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称

袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

### (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域

みどり市の一部で、林道小中西山線と林道小中新地線の交点を起点とし、これから同林道を北西に進み、みどり市と沼田市の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み三角点（標高1,415.2m）を経て群馬県と栃木県の県境に至り、これから同県境を南東に進み袈裟丸山三角点（標高1,878.3m）及び小袈裟丸山を経て石鴨山に至り、これから賽の河原尾根を南に進み下長手山に至り、これからみどり市東町小中と東町沢入の町境（バラ尾根）を南に進み林道小中西山線との交点に至り、これから同林道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

### (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

### (4) 解除しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,302ha

#### ア 形態別内訳

林野 1,302ha

#### イ 所有者別内訳

地方公共団体有地	393ha
┌ 県有地	0ha
└ 市町村有地	393ha
私有地等	909ha

#### ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域	725.95ha
┌ 自然環境保全地域特別地区	275.94ha
└ 自然環境保全地域普通地区	450.01ha

## 2 指定解除について

### (1) 解除理由

#### ア 本区域設定の目的と設定経緯

本区域は、昭和39年（1964年）に群馬県が「特殊鳥獣保護のための鳥獣保護区」として、区域内に生息しているニホンジカ及びカモシカを保護すること

を目的として、指定した区域である。その後、鳥獣保護区制度の改正により、「森林鳥獣生息地の保護区」に位置づけられたが、その指定目的の見直しは行っていない。

本区域を鳥獣保護区として指定した当初は、広葉樹を中心とした多様性に富んだ樹種をはじめ豊かな自然が残っていた。しかし、ニホンジカの生息頭数の増加や生息域の拡大に伴い、草本類や灌木類の下層植生、ニホンジカが届く範囲の低木層において、食害や皮剥ぎによる樹木の立枯れが顕著となった。これらにより、森林の水源かん養機能や土砂流出防備機能などの低下が危ぶまれた。さらに、これらの被害の増加は、林業経営者の経営意欲を減退させ、森林施業の放棄や造林未済地の増加にも繋がる懸念された。

そのため、これらの被害を抑制し、地域の自然環境や森林資源を守るために、平成20年（2008年）から、ニホンジカを保護対象外とする狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ移行した。更に、平成27年（2015年）から農林業被害を防止するため、イノシシも保護対象外として、現在の「袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシを除く）」に至っている。

以上のとおり、本区域はニホンジカ及びイノシシの捕獲を進めるため、鳥獣保護区を解除し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行したものである。そのため、ニホンジカ・イノシシの捕獲対策が進展していない中での狩猟鳥獣捕獲禁止区域の解除に当たっては、鳥獣保護区設定当初の目的達成の有無及び鳥獣保護区再設定の必要性を検討する必要がある。

## イ 本区域の現状

鳥獣保護区を設定した目的である保護鳥獣のニホンジカ及びカモシカの現状は次のとおりである。

令和6年度群馬県ニホンジカ生息状況調査（糞塊密度調査（糞塊/k m<sup>2</sup>））によると県全域が8.97であるのに対し、袈裟丸山周辺は21.90と非常に高い数値となっており、過去の調査年でもこの傾向は変わらないことから、群馬県内の他地域に比べて、袈裟丸山周辺では、生息密度が高いといえる。また、本区域が位置するみどり市のニホンジカによる林業被害は、令和元年度25,655千円に対し、令和5年度26,715千円と4.1%増加している。これらのことから、さらなる捕獲圧が必要となっている。

また、カモシカは、令和6年度群馬県カモシカ生息状況調査・個体推定調査によると、桐生・足尾地区の推定生息数は、平成17年度（2005年）215頭であったのに対し、令和6年（2024年）は695頭と増加している。さらに、特別天然記念物であることから、捕獲圧がかかることはなく、今後も増えていく可能性がある。

以上のことから、いずれの種も、本区域においては、個体数は増えており、被害を及ぼす野生鳥獣として、どのように管理をしていくかが課題となっており、現状において、積極的な保護を要する種ではなくなっている。

さらに、近年におけるツキノワグマの皮剥被害は、令和元年度21,855千円に対し、令和5年度25,197千円、15.3%増とニホンジカの被害増加率を超え、増加の一途をたどっており、当該区域の全ての森林所有者からはツキノワグマの捕獲強化を求める強い要望があがっている。

また、当該地域における狩猟技術を有する人材の高齢化も顕著であり、野生鳥獣の捕獲の担い手となる人材育成の面からも、より高度な狩猟実践の場としての

猟場確保が急務となっている。

これらのことから、早急な可猟区への移行が期待されている。

#### ウ 解除による本区域への推測される影響

本区域周辺では、日本野鳥の会群馬発行の「群馬県鳥類目録(2012)」において、絶滅危惧種 IB であるクマタカを含む猛禽類の生息が報告されている。平成20年(2008年)に狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行以来、本区域に狩猟者が立ち入るようになってから17年が経過しているが、現時点においても群馬県が監視パトロール等を委託している鳥獣保護管理指導員からクマタカの目視情報が報告されている。したがって、狩猟者の立ち入りは、クマタカの生存に大きな脅威とはならないことを示している。

また区域内には良好な自然を確保し、その適正な保全を図るため、自然環境保全地域が設定されている。当該地域の設定により、開発行為等が制限されているため、全域が可猟区になったとしても、野生鳥獣の生息環境に大きな変化は生じないと考えられる。

#### エ 結論

以上より、本区域におけるニホンジカ及びカモシカの現状から、ニホンジカ及びカモシカを保護するために設定した鳥獣保護区の役割は終えたといえる。また、現状の狩猟鳥獣捕獲禁止区域解除による野生鳥獣への大きな影響も考えられないことから、再度鳥獣保護区を設定する必要性は認められない。これらのことから、袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域において、保護区域を設けて、野生鳥獣を積極的に保護する必要性は失われていることから、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定を解除するのが適当である。

今後は、可猟区への移行により、野生鳥獣の捕獲を推進するとともに、順応的管理に努め、自然資源の適正な維持を図っていくこととする。

#### (2) 解除日

令和8年4月1日

### 3 解除計画書添付書類

#### (1) 袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域位置図

# 位置図



袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

1 : 5 0 , 0 0 0